

欧州を 生きた 人々



光の画家/クロード・モネ
by.マロン

今回ご紹介するのは、「光の画家」クロード・モネです。

クロード・モネは、「印象派」を代表するフランスの画家です。印象派とは、19世紀後半のフランスに発した絵画を中心とした芸術運動のことです。この運動の名前の由来となったのが、かの有名なモネの「印象、日の出」と言われています。

モネは、「記述した通り「光の画家」との異名を持つように、終生光の魅力に取りつかれ、時間とともに移行行く光を追い続け、鮮やかですが柔らかくウエットで無常観を湛えた曖昧な表現を確立しました。このモネの余剰溢れる表現が、日本人の感性に深く共感を呼ぶのではないのでしょうか。

私も実際にモネの「睡蓮」を鑑賞したことがあります。モネはただの目だ。ああしかし何と素晴らしい目か！と称賛した気持ちがありました。モネは絵画を通じて自分が今見ている世界をありのままに表現しているように感じました。

「私は世界が私に見せてくれたものを見て、絵筆を通じてそれを表現することだけをやってきた」

SCB NEWS LETTER

「残り多き季節になりましたね！
豊かな秋を味わいたい！」
第146号
2023年10月
発行

～サフラン～



先日、会社からの帰り道、緑から白に光る物体が西の空を斜めに落ちていくのを見ました！ ネットを検索すると同様の書き込みもあったので、見間違いではなかったようです。隕石なのか、それとも・・・なんだかワクワクしますね！ それでは、今月もSCBニュースレターをお楽しみください。



R5年度改正 課税・徴収関係の整備・適正化



Q R5年度の加算税制度の見直しについて教えてください。

A 社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額(増差税額)が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合が30%に引き上げられます。

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	同上	同上	30% ^(※1)

改正前	改正後
450万円 (20%)	200万円 (30%)
250万円 (20%)	250万円 (20%)
50万円 (15%)	50万円 (15%)

(納税額:500万円) (納税額:500万円)

※1 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額(例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額(相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額))については、上記の300万円超の判定に当たっては除外されます。
※2 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

※財務省HPより by.カイ

私と社福 社福経営サポートクラブからのお知らせ

決算時には多くご質問のあった役員等運営についてのお話。
理事会は開催日1週間前までに各理事監事に対して招集通知を发出する必要があります。ですが、理事監事の全員の同意があれば、招集手続を省略して理事会を開催することができます。定時評議員会後の理事長互選の理事会が代表的ですね。
この招集手続を省略することの同意の確認方法は、「同意書」又は「理事会の議事録で同意があった旨を記載する」形が指導監査ガイドラインを読むと求められていることがわかります。ちなみに、招集手続きを省略して開催される理事会に欠席者がいても、定足数を満たしていれば問題はございません。また、評議員会も同様ですので決議の省略同様緊急で決議したいことがある場合にはうまく利用してみてください。

FAGIANO

「我がまち岡山にファジアーノがある幸せ」

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
41	11.5 日	14:00	vs 秋田	シティライトスタジアム
42	11.12 日	13:00	vs 金沢	石川西部

J1昇格に向けて最後まで諦めません！
プレーオフ圏内目指して応援続けるのみ
J1目指して、さあ、ココロヒトツニ！
「ファジアーノ！」

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP <http://s-cb.jp/> E-mail info@s-cb.jp

- ### SERVICE MENU
- 税務コンサルティング
 - 経営コンサルティング
 - 財務分析サービス
 - 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
 - 会計コンサルティング
 - 人事評価コンサルティング
 - 各種セミナー・勉強会開催

未来会計活用法

第22回

by. 未来会計
マスター協会

未来会計の基本 16 会社の「財務体質」が浮き彫りになる「未来デザインBS」



前回では数字の羅列にしか見えない「制度会計のBS」を要約して、「使えるBS」を作るためのファーストステップとして、勘定科目を14科目に絞り込んだ「要約BS」を作成しました。(図①)

これをもとに、「財務体質」を浮き彫りにする「未来デザインBS」を作成します。「未来デザインBS」の右側「負債・純資産」には、資金をどう調達したか、左側の「資産」には調達した資金をどう使ったかが記載されています。これらの情報を「生きた情報」に転換するためには「調達した資金の額」と「そこから使われた資金の差額」をひと目でわかるようにする必要があります。(図2)

図① 制度会計のBS(要約) (単位:百万円)

資金運用		資金調達	
BS(Balance Sheet) 2014/3			
資産	当残	負債・純資産	当残
① 現金預金	91,211	短期借入	0
② 売上債権	17,685	仕入債務	19,678
③ 前受金	-19,296	他流動負債	67,866
④ 在庫	11,496	長期借入	56,411
⑤ 他流動資産	43,975	他固定負債	1,934
⑥ 固定資産	468,366	資本金等	175,061
⑦ 繰延資産	0	剰余金	292,487
合計	632,733	合計	632,733

※1 前受金は、あえて流動資産に振り替えています。※2 資産合計は、前受金を振り替える前の合計金額です。

図② 未来デザインBS (単位:百万円)

② 資金運用		91,211	① 資金調達	
未来デザインBS 2014/3				
その他流動	43,975	23,891	短期借入金	0
			その他流動	67,866
		67,320		
		292,487	剰余金	292,487
売上債権	-1,611	21,289	仕入債務	19,678
在庫	11,496		長期借入金	56,411
固定資産	48,366	-246,456	その他固定	1,934
その他	0		資本金	175,061

【①資金調達-②資金運用=差額(現金預金)】

次回も引き続き「未来デザインBS」の特徴をみていきます。

by.未来会計マスター-KAI

GO to the 水族館へ行こう! AQUARIUM

36 桂浜水族館(高知県)



ペット同伴OKの水族館をご紹介しますが、今回は「桂浜水族館」をご紹介します。こちらは珍しく「リード着用でOK」となっています!カートを持って行ったりすると荷物が増えるのでその点はいいですよね!!しかし混雑時には抱っこの入館になるとのことですのでそこは注意してください。大型犬の表示も無かったですが、もしも抱っこになると難しそうですね。カートの準備はしておいた方が良さそうです。また、HPを確認すると「ペット歓迎」が書かれているのも嬉しいポイントです。ドッグフレンドリーな水族館が増えてくれるのは嬉しいですが、利用する側も色々注意して気持ちよく利用していきたいものです。

by.海月

YSS通信

今回のテーマ

生命保険と相続

by.遺言相続サポートセンター いちご



生命保険の非課税枠については、皆様もご存じではないかと思いますが、保険契約者(保険料の負担者)と被保険者と受取人の違いにより、課税対象となる税目が、相続税、贈与税、所得税と異なるため、契約時には注意が必要です。

死亡保険金の課税関係の表

パターン	被保険者	保険料の負担者(契約者)	保険金受取人	税金の種類
①	A	B	B	所得税
②	A	A	B	相続税
③	A	B	C	贈与税

相続税の課税対象となる場合(パターン②)

契約者と被保険者が同一人の保険契約で死亡保険金を受け取った場合、その保険金は相続税の課税対象となります。ただし、保険金受取人が相続人(民法で定められた法定相続人のうち、相続を放棄した人や相続権を失った人を除いた人)の場合は、各相続人が受け取った保険金の合計額のうち、<500万円×法定相続人の数>までの金額が非課税となります。ですが、受取人が相

続人以外の人の場合(ex.孫や甥姪など)は、非課税の取り扱いを受けることはできません。

なお、相続税の課税対象となる場合はさらに保険金の受取人が配偶者であるか、一親等の血族であるかの違い等によっても税額の計算に影響がある場合があります。契約の際には専門家に一度ご相談されることをお勧めします。



今月の1冊

23 稲盛和夫の実学—経営と会計

稲盛和夫(著) 2000年(日経ビジネス文庫)

本書は、京セラ名誉会長の稲盛和夫氏がゼロから経営の原理と会計を分かりやすく解説されている名著です。私が特に印象に残ったのは、まえがきでの次のメッセージです。
「私は会計学の専門家ではない。しかし、自ら学び、つくりあげた会計学の原則が、現状に苦しみ、今何をしたいのか迷っている経営者やビジネスマンに少しでも参考になるのではないかと考え、今回それをまとめてみる

ことにした。(中略)少し過激な表現ではあるが、「会計がわからなくて経営ができるか」という思いで出版させていただいた」

儲けとは、値決めとは、お金とは、何なのか。先行き不透明な時代だからこそ「経営のための会計」のバイブルとして時代を超えて読み継がれていくと思います。

by.スクエア